

振り込み詐欺にご注意ください!!

手口が巧妙化しています。(最近多くなっている事例)

■振り込み詐欺

サラ金等借金の返済、会社でのトラブル・横領等の補てんのためといってお金を振り込ませる詐欺手口

■還付金詐欺

公的機関を装い、還付金の受取りのためといってATMの操作を誘導し、お金を振り込ませる詐欺手口

■融資保証金詐欺

実在する金融機関や貸金業者などを装い、融資のための保証金等と偽ってお金を振り込ませる詐欺手口

当行では
これらの
被害を防止
するため、

- お客さまに対してATMコーナーでの携帯電話利用の自粛をお願いしておりますほか、携帯電話で通話しながらATMを操作しているお客さまへの行員の声かけを実施しております。
- 窓口での高額なお引き出しを希望されるお客さまを対象に、アンケート等によるお使い道の確認に加え、「預金小切手(自己宛小切手)」のご利用をお勧めしております。

振り込み詐欺等の被害に遭い犯罪被害資金を当行の口座に振り込まれた方からのご相談窓口

鳥取銀行
事務統括部

0857-37-0342 • 0346

受付時間 平日 9:00~17:00
(土・日・祝日・銀行休業日を除く)

お客さまの安全のために

当行では、偽造・盗難キャッシュカードによる不正な引き出し等の犯罪防止対策として、セキュリティー強化に努めています。

■ICキャッシュカード(IC TORICA)

- 偽造や不正読み取りが困難なICチップを搭載し、お客さまの大切な資産をしっかりガード。
- とりぎんのキャッシュカード機能とJCBのクレジットカード機能、カードローン機能が1枚に。

ICキャッシュカード + クレジットカード + カードローン

(注)初年度(カード券面の有効期限月の翌月10日から1年間)は年会費無料です。2年目以降も特定の条件を満たせば無料となります。

■偽造・盗難(紛失)被害およびインターネットバンキング不正引き出し被害への補償

- 偽造・盗難・紛失したキャッシュカード、ローン専用カードによる被害
- デビットカード取引による被害
- 個人のお客さまを対象とした盗難通帳(証書)による預金等の不正な払戻しに係る被害
- 個人・法人のお客さまを対象としたインターネットバンキングによる預金等の不正な払戻しに係る被害

※お客さまの過失の状況により補償できない場合があります。

キャッシュカード
盗難紛失受付

キャッシュカードを紛失された場合や盗難に遭われた場合は、お取引店(平日8:45~17:00)までご連絡ください。また、その他の時間につきましては、右記までご連絡願います。

■ATMの機能強化

- 1日あたりの利用限度額(出金取引と振込取引の合計)を口座単位に引き下げることができます。なおキャッシュカードのお申込み時点では予め200万円^{*}で設定しています。限度額変更をご希望のお客さまは、当行窓口にて0~999万円まで可能です。

^{*}平成29年8月21日より、200万円から100万円へ引き下げる予定です。

- ATMでの暗証番号の変更が可能。

窓口時間外でも、ATMの操作ガイドに従って暗証番号の変更ができます。

■ATMご利用時の不正行為防止

- ATMに(画面)遮光フィルター、後方確認ミラーを設置
- 不正利用のモニタリング(カード被害の疑いがある場合は、カードの利用停止等の措置を取ります。)
- ATMの定期点検(盗撮用カメラ等がATMに取付けられていないか定期的に点検しています。)

時間外受付



0120-858-252